



一 はじめに[注1]

現在、ミャンマー (Union of Myanmar) [注2]の法体系は、家族関係の慣習法、イギリスのコモン・ローおよび近年のミャンマー法から構成される[注3]。イギリスのコモン・ローおよび制定法の原理は、独立前のインド法からミャンマーに導入されたものである[注4][注5]。

ミャンマーでは、婚姻、相続などの身分関係については、当事者が信仰する宗教により適用される法が異なるが[注6]、本稿では仏教徒に適用される慣習法に限定して記述する。仏教徒に適用される慣習法は、仏教倫理の影響を受けているが、僧侶の法律ではなく世俗法である[注7]。この慣習法は一般的に「ミャンマー人仏教徒法 (Myanmar Buddhist Law)」と呼ばれるが[注8]、この呼称はビルマの植民地時代にイギリスが創設したものであつて、仏教徒に適用されるこの慣習法は宗教との関係がない世俗法であるため、誤称であるといえる[注9]。

### 1 仏教徒慣習法の法源

仏教徒に適用される慣習法の法源は、主にダーマダツ (Dhammatat) [注10]とされてきた[注11]。ダーマダツは、「慣習および慣習法に一致する準則ならびに人および財産関係の紛争処理に適用される準則」[注12]を集成・編纂した法典である。この法典に集成・編纂された準則は、主に仏教を信仰するミャンマー人に適用されている。ダーマダツは時代の

変遷とともに逐次編纂されているが、初期のダーマダツに定められる準則は、ヒンドゥー教に由来するとの見解が法制史学者の間では有力ではあるが、未だ定説には至っていない[注13]。しかし、初期のダーマダツに比べて後期ダーマダツの準則は、ヒンドゥー教の思想から離れて、仏教倫理の影響を受けたものとなっている[注14][注15]。

ダーマダツは、その時代の社会道徳を反映するもので、厳密には法典とはいえない。「法 (Law)」というよりはむしろ説得力のある準則を確立するために過去の判決を編纂したものに近い。ある問題について、適用すべきダーマダツの準則が明らかでない場合、裁判所はエクイティと一致する慣習を適用することになる(注16)。

ダーマダツの編纂者は、仏教僧、仏教学者、裁判官および司祭者である。時代を経て編纂された数あるダーマダツの間には内容、目的などに不一致があり、イギリスの植民地時代にはどのダーマダツを優先して適用すべきかについてイギリス人裁判官の間で問題となった。英領ビルマ (Burma) の初代受託裁判官 (Judicial Commissioners) の一人であるジョン・ジャーディン (John Jardine) は、「マヌーチェ (Manu)」、ダーマダツが司法判決に参照すべき最良のダーマダツであるとの判断を示した。マヌーチェは、ビルマ語散文で書かれている点と[注17]、一八四七年に英訳刊行がなされた